

我孫子市の公共施設における再生可能エネルギーの導入の 推進に関する基本方針

令和3年4月

1. 趣旨

我孫子市地球温暖化対策実行計画「あびこエコ・プロジェクト」では、温室効果ガス総排出量の削減・環境負荷の低減のため、再生可能エネルギー^{注1}の導入を推進している。

また、災害時対応の観点からも、避難所等での電源・熱源の確保のため、再生可能エネルギー及び蓄電池の導入を推進する必要がある。

当方針を定めることによって、再生可能エネルギーの積極的かつ効果的な導入の推進を図り、啓発を進め、さらに、ゼロカーボンシティ宣言を表明している当市^{注2}として、脱炭素社会の実現に資することを旨とする。

注1 太陽光・風力等を利用して繰り返し使用でき、枯渇することがないと考えられる非化石エネルギーのこと。当市の地域特性としては、太陽光発電、バイオマス、太陽熱利用、地中熱利用、小水力発電、小型風力発電等が考えられる。

注2 令和2年7月、当市では、2050年までに二酸化炭素実質排出量ゼロを目指すゼロカーボンシティ宣言を表明している。実質排出量ゼロとは、二酸化炭素などの温室効果ガスの人為的な発生源による排出量と、森林等の吸収源による除去量との間の均衡を達成すること。

2. 再生可能エネルギー導入により見込まれる主な効果

- (1) 温室効果ガスの発生が抑制され、地球温暖化防止につながる。
- (2) 再生可能エネルギーに関して、子どもたちの環境教育に役立てるなど、市民への啓発を図ることができる。
- (3) 電力会社等のエネルギー供給事業者への支出が抑制され経費が節減できる。
- (4) 災害時の電源・熱源の確保を図ることができる。

3. 再生可能エネルギー導入の基本的な考え方

公共施設への再生可能エネルギーの導入推進に向けた基本的な考え方については、次のとおりとする。

(1) 導入推進期間

令和3年度から令和15年度

(2) 対象施設

限られた財源の中で効率的かつ効果的な導入を図るため、基本的には次の原則に沿うこととする。

- ①新設・建て替え・大規模改修を予定する全ての公共施設について、再生可能エネルギー及び蓄電池（蓄電機能を有する電気自動車を含む。以下同じ。）

の導入を検討する。

②特定財源を活用できる施設、効果が高いと認められる施設について、再生可能エネルギー及び蓄電池の導入を検討する。

(3) 優先度

(2) ②の施設について、該当施設へ再生可能エネルギーを導入する場合は、次のいずれか又は、いずれにも該当する施設を優先することとする。

①多くの市民が訪れ、再生可能エネルギーの啓発効果が見込まれる施設

②災害時等に地域の防災拠点となる施設

③太陽光発電及び太陽熱利用設備については、日照時間が長い（設置する施設の周りに障害物が無く、午前10時から午後3時まで日照が確保できる）など、発電量・発熱量がより多く見込まれる施設

4. 特記

再生可能エネルギーの導入に当たっては、設備の保守点検費用、機器本体の法定耐用年数及び周辺機器の交換時期等を十分に考慮する。

本方針は、社会経済情勢の変化、技術の革新等にあわせて柔軟に見直しを図るものとする。